

障害年金に該当する患者様がおられませんか？

(2022年1月に「眼の障害」の障害認定基準が改正されました)

京都ロービジョンネットワーク代表 中路 裕

2022年1月1日より「眼の障害」の障害認定基準が改正されました。京都ロービジョンネットワークでは2020年7月に「障害年金に該当する患者様がおられませんか？」という資料を作成しましたが、このたび資料を改訂しましたのでお知らせします。


障害年金は、見えにくい方の経済的支援として大きな意味を持ちます。しかし申請には①障害程度、②年金保険料の納付要件、③傷病の初診日確認、これらすべてが基準に該当し、かつ書面での証明が必要です。特に、上記②及び③は障害年金の制度を理解した上での傷病・受診歴の丁寧な聞き取りを要し、医療機関では対応が困難です。

障害程度（下記の表参照）に該当する患者さんに、障害年金の案内をお願いします。患者さんに「**障害程度以外の要件も満たせば受給の可能性はある（注：受給は確定ではありません）**

ので、いちど相談してみませんか」とお伝えいただき、京都ロービジョンネットワークにご連絡ください。担当者が上記②③について確認し、該当すれば申請・受給まで支援します（注：初回相談は無料です。追加相談は有料になる場合があります）。

★注記：障害認定日が2021年12月31日までの場合は旧基準が適用されますので、ご注意ください（詳しくはネットワークにお問い合わせください）。

相談・問い合わせ先 京都ロービジョンネットワーク総合相談窓口（京都ライトハウス内）

 075-462-4400 （支援依頼書もご活用下さい）

障害程度と障害年金の等級について

「障害程度以外の要件も満たせば受給の可能性はある

ので、いちど相談してみませんか」と患者さんにお声がけください。(注：受給は確定ではありません)

<基本的なこと>

- 1) ①障害程度、②年金保険料の納付要件、③傷病の初診日確認、これら全てが基準に該当し、かつ書面で証明できることが必要です。
- 2) 障害年金の申請は、特例を除き原則として、20歳以降65歳の誕生日の前々日までです。
- 3) 申請する障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日(初診日)において被保険者であった年金(国民年金・厚生年金など)により障害基礎年金・障害厚生年金などを申請することになります。
- 4) 初診日が20歳未満の場合は、障害基礎年金を申請します。ただし20歳未満でも厚生年金・共済年金の被保険者は障害厚生年金などを申請します。
- 5) 3級相当での申請の場合は、初診日に厚生年金等に参加している必要があります(国民年金には3級はありません)。
- 6) 生活保護受給者であることが、申請の除外対象にはなりません。

障害程度と障害年金の等級 (身体障害者手帳の等級とは異なります) 視力と視野の併合認定はネットワークまでお問い合わせを。		初診日に 厚生/共済年金に加入	初診日に 国民年金に加入 又は二十歳未満
		障害厚生年金 (障害基礎年金に上乗せ)	障害基礎年金
1級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良い方の眼の視力が0.03以下。又は良い方の眼の視力が0.04かつ他眼の視力が手動弁以下。 ・ 周辺視野角度の和が左右それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下。又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下。 	月額(目安) 約12万~18万円 (障害基礎年金含む)	月額 81,343円
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下。又は良い方の眼の視力が0.08かつ他眼の視力が手動弁以下。 ・ 周辺視野角度の和が左右それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下。又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下。 ★求心性視野狭窄または輪状暗点で両眼の視野(I/2)がそれぞれ5度以内(同程度の面積)。 	月額(目安) 約10万~14万円 (障害基礎年金含む)	月額 65,075円
3級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下。 ・ 周辺視野角度の和が左右それぞれ80度以下。又は両眼開放視認点数が70点以下。 	月額(目安) 約5万~7万円	*参考* 『障害年金基準』 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougai_nenkin/ninteikijun/2014_0604.html *注*視力と視野の併合判定ができる場合があります。ネットワークまでお問い合わせください。
	<p>【傷病が治らないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★良い方の眼の視力が0.6以下。 ★一眼の視力が0.1以下。 ・ 両眼中心視野角度が56度以下。又は両眼による視野の2分の1以上が欠損 ・ 両眼開放視認点数が71点以上100点以下。又は両眼中心視野視認点数が40点以下。 ★両眼のまぶたに著しい欠損。 ★両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害。 ★身体の機能に、労働が制限を受ける程度の障害を残すものなど。 		

★2022年1月1日 基準改正のポイント★

【要点（1）新基準は、2018年7月施行の身体障害基準の考え方にほぼ準拠しています】

つまり、

- (A) 視力は「よい方の眼の視力」で判定する。
- (B) GP（動的視野計）は「視野角度」で判定する。
- (C) 新たに「AP（自動視野計）を判定に用いることができるようになった」。

（注意点）

ただし、障害年金と身体障害者手帳の等級は一致しません（年金の方が、等級が高くなる）。

- ・身体障害者手帳1，2級→障害年金1級
- ・身体障害者手帳3級→障害年金2級
- ・身体障害者手帳4級→障害年金3級（障害年金でいう「初診日」の時点が厚生年金、共済年金のみ）
- ・身体障害者手帳5，6級→障害手当金（眼科疾患の場合、障害年金3級になることがあります）（障害年金でいう「初診日」の時点が厚生年金、共済年金のみ）

★過去の等級が下がらないよう、例外規定があります：前頁の表で★の部分。

【要点（2）今回の改正で等級が上がる方は「額改定手続き」が必要です】

「額改定手続き」に必要なものは、

- ①患者様ご自身で記載する「額改定請求書」（年金事務所等でも作成を手伝ってくれます）。
- ②医師の作成する新書式の「診断書」（3か月以内の検査、記載）です。

額改定請求書および診断書書式は、年金事務所のHPからダウンロードできます。ご本人が年金事務所等でもらうことも可能です。

*検査、最終診察日は提出日の3か月以内が原則です。


【要点（3）等級が上がる方、新しく障害年金が請求できる方がいます】

視野2級の方は1級になる可能性があります（視野障害だけで1級に該当するようになりました）。65歳以上でも、過去に一度でも2級以上になったことがある場合は、何歳でも額改定請求ができます。

中心暗点、半盲の方は、新たに障害年金基準に該当する場合があります。特に65歳以下、身障手帳基準（現行の基準）に該当する方には「もしかしたら障害年金基準に該当するかも」とお声がけください。過去に「視力・視野基準が該当しない」とされた方も今回「該当する」可能性があります。

*難しい時には、「視力」「視野（GP、API0-2、両眼開放エスターマン視野）」などをネットワークにお示しください。

相談・問い合わせ先 京都ロービジョンネットワーク総合相談窓口（京都ライトハウス内）

 075-462-4400 （支援依頼書もご活用下さい）